

水道水の放射性物質汚染への対応

水道水の摂取制限等について

水道水中の放射性物質の指標等を超過した時には、厚生労働省より、水道事業者に対して、摂取制限等を要請
(放射性ヨウ素300Bq/kg(乳児は100Bq/kg)、放射性セシウム200Bq/kg)(指標等は3月19日及び3月21日に関係者宛通知)

摂取制限等実施状況

- ・乳児による摂取制限は3月21日から5月10日にかけて20事業(地域)で実施。そのうち福島県飯舘村を除く19事業(地域)は4月1日までに制限を解除。
- ・一般による摂取制限は3月21日から4月1日に福島県飯舘村で実施。
- ・福島県飯舘村で乳児による摂取制限を解除(5月10日)して以降、乳児または一般における摂取制限を行っている地域はない。

放射性物質対策検討会中間取りまとめ

水道水中の放射性物質対策について審議。6月21日に中間取りまとめを公表。
6月30日にモニタリング方針を一部改正。

(中間取りまとめの内容)

- ・東電福島第一原発から大量の放射性物質が再度放出されない限り、**摂取制限等の対応を必要とするような水道水への影響が現れる蓋然性低い。**
- ・事故後初めて(当時)の**台風襲来時期に備え、モニタリングを継続実施。**

指標の見直し

食品衛生法(飲料水)の暫定規制値の見直しに合わせて、放射性物質に関する指標、モニタリング方法、超過時の対応等を平成24年3月5日付通知、**平成24年4月1日から適用。**

- ・セシウム134及び137の合計で10Bq/kg
- ・衛生上必要な措置に関する水道施設の管理目標とする。

モニタリングの実施

モニタリング方針(4月4日公表)に基づき、福島県及び近隣10都県を重点区域として、1週間に1回以上検査を実施。(東電福島第一原発事故後最初のモニタリングは3月16日)

- ・放射性ヨウ素は、3月16日から24日までに濃度のピークが見られ、3月下旬以降減少。
- ・放射性セシウムは、放射性ヨウ素と比較して低濃度。

いずれも4月以降は全域で検出限界値未満又は微量濃度の検出のみ。

※東電福島第一原発周辺の地下水(井戸水を含む)のモニタリングについては、総合モニタリング計画により環境省、福島県が実施。

※旧緊急時避難準備区域(南相馬市、田村市、川内村、広野町、楡葉町)の飲用の井戸水等のモニタリングは、環境省、原子力災害現地対策本部、文部科学省が実施。

測定マニュアルの策定

水道水・水道原水中の放射能測定を行うマニュアルを策定(10月12日)

水道水中の放射性物質に係る新たな目標の設定

- ・放射性セシウム：10Bq/kg(セシウム134及び137の合計)とする。

(参考) 昨年3月19日及び3月21日に関係者宛通知した水道水中の放射性物質の指標等
放射性ヨウ素300Bq/kg(乳児は100Bq/kg)、放射性セシウム200Bq/kg

- ・衛生上必要な措置に関する水道施設の管理目標とする。

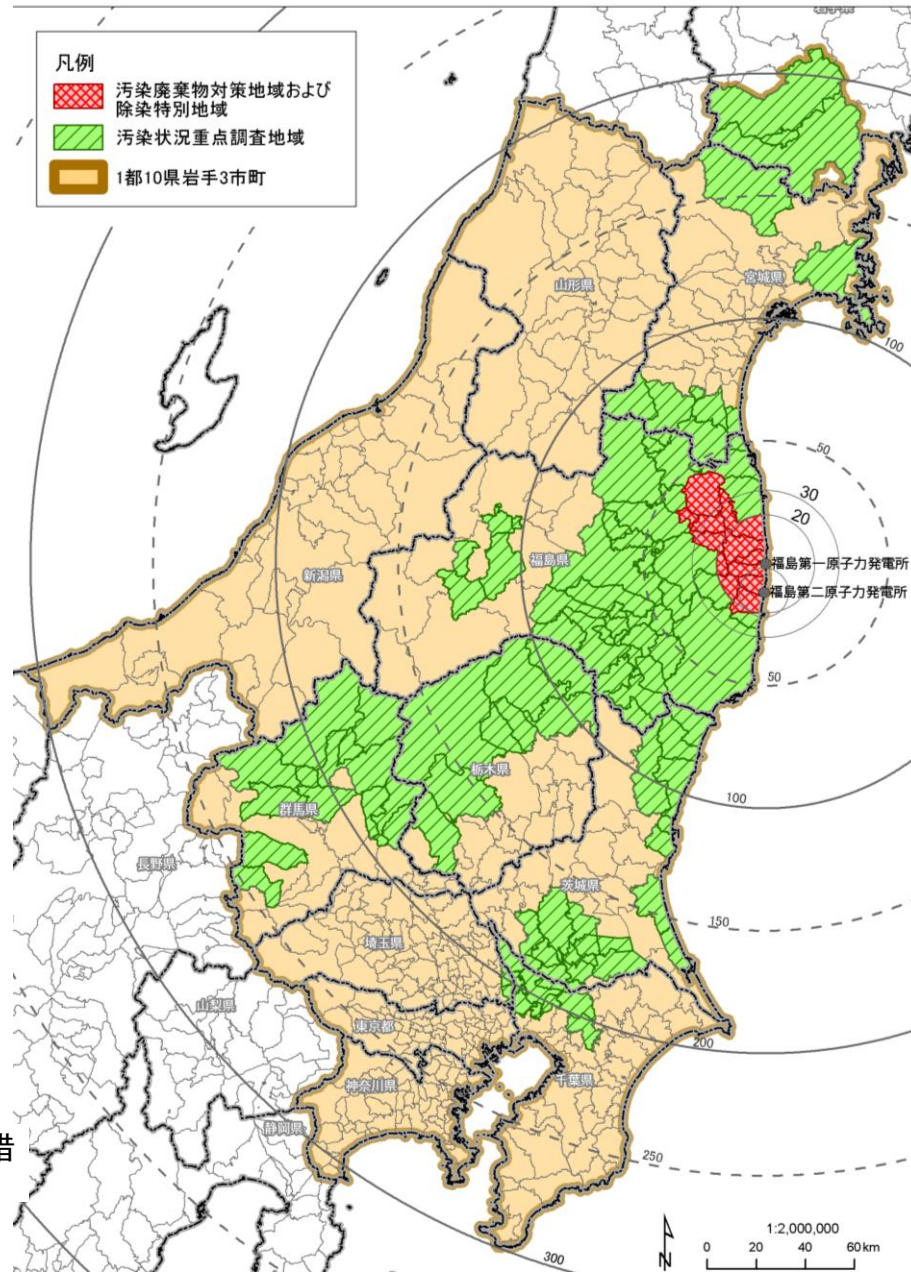
放射性物質の大規模放出から1年程度経過した現時点においては、放射性セシウムは、そのほとんどが濁質成分として水道原水中に流入
濁質中の放射性セシウムについては、凝集沈殿及び砂ろ過等の浄水処理工程で濁質とともに除去することが可能

- ・継続性を考慮して単一の検査結果ではなく数回以上の検査結果により評価する。

モニタリングの方法

- モニタリング結果集積地域：福島県及び近隣の地域
- 対象項目：放射性セシウム
- 検査対象試料：浄水場の浄水と取水地点の水道原水
- 検査方法：「水道水等の放射能測定マニュアル」による（原則としてゲルマニウム半導体検出器）
- 検出限界値：Cs-134、Cs-137のそれぞれ1 Bq/kg以下を目標
- 検査頻度：月1回以上
 - 除染特別地域及び汚染状況重点調査地域等及びその下流域では、必要に応じて検査頻度増
 - 十分な検出感度による水質検査によっても3ヶ月連続して水道水又は水道原水から検出されなかった場合、以降は3ヶ月に1回に減することができる
 - 水道原水の濁度が高い時期の水道原水及び浄水の水質結果が管理目標値を十分下回っている場合などはさらに減することができる。
 - 流域単位で代表性のある箇所での水道原水のモニタリング体制の活用

モニタリング結果を集積する地域



除染特別地域等：放射性物質汚染対処特措法に基づいて平成23年12月28日に指定

水道水中の放射能濃度が管理目標値を超過した場合

- 水道水（浄水）において管理目標値を超過した場合
 - 直ちに超過原因究明を実施
 - 再検査や濁質除去機能の確認
 - 水道利用者への周知、必要に応じ、給水車や飲料水の手配の準備
- 管理目標値を超過が継続すると見込まれる場合
（1回であっても著しく超過した場合も同様）
 - 他の水道水源への振替、摂取制限等の措置
 - 水道利用者、厚生労働省等関係者に周知
 - 給水停止は、摂取制限によっても衛生上の問題が回避できない場合に限定

※専用水道において、超過した場合には水道事業者にした措置をとる

一般飲用井戸において、公的機関による検査結果が超過した場合には、濁質の混入による衛生上の問題を回避するため飲用を控える